（公　印　省　略）

令和７年８月５日

各団体公務災害所管課等の長　様

　　　地方公務員災害補償基金広島県支部事務長

〒730-8511 広島市中区基町１０－５２

広島県総務局福利課内

平成８年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の２第１項の規定

に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部改正について（通知）

　このことについて、令和７年８月１日付けで地方公務員災害補償基金本部企画課長から別紙写しのとおり通知がありましたので、事務の参考にしてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　　補償係　廣岡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　082-513-2265